

職場体験実習補償事業 Q&A

◇実習先・実習内容について

	<p>① B型事業所での職場体験実習は補償対象になりますか？</p> <p>② 有料職業紹介事業・人材派遣事業を生業（なりわい）としている企業で、事業を利用した職場体験実習は補償対象になりますか？</p> <p>③ 「障害者雇用に関するコンサルティング」(例:実習のコーディネート)や「障害者雇用支援サービス」(例:農園型サービス、サテライトオフィス型サービス等)を生業としている企業で、事業を利用した職場体験実習は補償対象になりますか？</p>	対象外										
Q1	<p>※①【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用体験（利用者・登録者になるための体験）は対象外となります。 ・ただし、<u>職員（社員・スタッフ）の行っている業務を体験する場合は対象となります</u>ので【備考欄】にその旨お書き添えください。《備考欄記載例》 サービス利用登録のための実習ではありません。 <p>※②③【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当の事業（有料職業紹介事業・人材派遣事業・障害者雇用支援サービス事業・農園型サービス・サテライトオフィス型サービス等）での事業を利用した実習は対象外となります。 ・ただし、<u>職員（社員・スタッフ）の行っている業務を体験する場合は対象</u>となりますので【備考欄】にその旨お書き添えください。《備考欄記載例》 下記事業を生業としている場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">人材派遣事業</td> <td>派遣登録のための実習ではありません。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有料職業紹介事業</td> <td>職業紹介事業を利用した実習ではありません。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害者雇用支援サービス事業</td> <td>障害者雇用支援サービス事業を利用した実習ではありません。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農園型サービス事業</td> <td>農園型サービス事業を利用した実習ではありません。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">サテライトオフィス型サービス事業</td> <td>サテライトオフィス事業サービスを利用した実習ではありません。</td> </tr> </table>	人材派遣事業	派遣登録のための実習ではありません。	有料職業紹介事業	職業紹介事業を利用した実習ではありません。	障害者雇用支援サービス事業	障害者雇用支援サービス事業を利用した実習ではありません。	農園型サービス事業	農園型サービス事業を利用した実習ではありません。	サテライトオフィス型サービス事業	サテライトオフィス事業サービスを利用した実習ではありません。	
人材派遣事業	派遣登録のための実習ではありません。											
有料職業紹介事業	職業紹介事業を利用した実習ではありません。											
障害者雇用支援サービス事業	障害者雇用支援サービス事業を利用した実習ではありません。											
農園型サービス事業	農園型サービス事業を利用した実習ではありません。											
サテライトオフィス型サービス事業	サテライトオフィス事業サービスを利用した実習ではありません。											
Q2	<p>就労継続支援 A型事業所での職場体験実習は補償の対象になりますか？</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、<u>入所（雇用）が決定している場合</u>の職場体験実習・就労体験等は対象外となります。 	対象										
Q3	<p>実習者が登録している支援機関等の運営会社と、実習先の運営会社が同一法人の場合は補償の対象になりますか？</p> <p>【解説】 第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の補償をするものであるため対象外となります。</p>	対象外										
Q4	<p>現在休職中の企業に復職するための職場体験実習は補償の対象になりますか？</p>	対象外										
Q5	<p>雇用が内定している企業での職場体験実習は補償の対象になりますか？</p>											
Q6	<p>職場体験実習時に、実習先から報酬（対価）が出る場合は対象になりますか？</p>											
Q7	<p>東京しごと財団以外（ハローワーク等）からの紹介による職場体験実習でも対象になりますか？</p>	対象										

職場体験実習補償事業 Q&A

◇電子システム申請について

Q1	<p>申請手続きが完了しているか確認したい</p> <p>確認方法は2通りございます。</p> <p>I) 申請の翌日ないし翌々営業日以降に、電子受付システムに登録されたメールアドレス（ログイン ID）あてに、下記メールを送信いたします。</p> <p style="text-align: center;">【東京しごと財団】職場体験実習保険料補助決定のお知らせ</p> <p style="text-align: center;">※本メールの到着をもって、申請手続き完了となります。</p> <p style="text-align: center;">(注) 【東京しごと財団】職場体験実習保険料補助申請受け付け完了のお知らせ こちらは、“申請（申込）が完了した”旨をお知らせする、自動送信されるメールです。 “申請手続き完了”をお知らせするものではありませんので、ご注意ください。</p> <p>※申請後、2週間以上経っても決定通知等のメールが届かない場合は、下記担当までご連絡ください。</p> <p>II) 受付システムにログインし、実習保険料補助申請メニュー より、ご確認ください。</p> <p>※90日以上経過した申請情報は自動的に表示されなくなります。</p>
Q2	<p>メールアドレス（ログイン ID）や電話番号、担当者名等の登録情報を変更したい</p> <p>財団までご連絡ください。</p> <p>※支援機関様ご自身で変更ができる項目は、以下2点のみとなります。それ以外については財団までご連絡ください。</p> <p>1) 面談会やイベント等の配信情報等の受取可否 2) パスワード再設定</p> <p>詳細は、障害者就業支援課 電子受付システム（支援機関向け）操作マニュアルをご参照ください。 【操作マニュアルの URL】 https://www.sssj.tokyo/mypage/manual/operating_manual.pdf</p>
Q3	<p>パスワードを忘れてしまった</p> <p>1) ログイン画面に左下の「パスワードを忘れた場合」をクリック 2) パスワードを再発行するアカウントのメールアドレスを入力し「パスワードを再発行する」をクリックしてください。 3) 上記メールアドレス宛に再発行パスワードが記載されたメールが送信されておりますので、そのパスワードを用いてログインしてください。</p>
Q4	<p>パスワードを変更したい</p> <p>1) ダッシュボードより、支援機関情報関連メニュー⇒パスワード設定にお進みください。 2) パスワードを入力後「入力した内容を確認する」ボタンを押下してください。 3) STEP3. パスワード設定完了 と表示されれば、設定完了です。</p> <p>※8文字以上 20文字以下で半角英数字記号をすべて含めてください。記号は <code>-_!\$%&()*+/,;<=>[]^{}</code> が使用可能です。</p>

申請・連絡先

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階
 公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 障害者就業支援課 コーディネート事業係
 電話 03-5211-2682（受付時間 土・日・祝日・12/29～1/3を除く 9:00～17:00）